

人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト アクションプラン

平成26年6月

環境省「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

プロジェクトの目的

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれ、時には家族と同じように、かけがえのない存在です。

しかし、無責任な飼い主による飼育放棄、迷子の犬猫、所有者がいない犬猫等、自治体の動物愛護センターや保健所に引き取られる犬や猫の数は年間21万頭にもものぼり、その8割近くが、やむを得ず殺処分されています。

このプロジェクトでは、命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指します。

そのために、飼い主、事業者、ボランティア、NPO、行政等が一体となって取り組みを展開推進していきます。

これまでの取組

平成25年11月20日

プロジェクト発足・第1回会議: 浅田美代子氏(女優)、杉本彩氏(女優)との意見交換



平成25年11月26日

第2回会議: 英国王立虐待防止協会(RSPCA)の担当者との意見交換



平成26年 1月21日

第3回会議: 自治体(長野県・熊本市)担当者との意見交換

平成26年2月4日

自治体(都道府県、政令市、中核市 計109自治体)へのアンケート調査の実施

平成26年2月5日

現地調査等: 自治体施設(埼玉県・さいたま市)の現地調査、埼玉県知事との懇談



平成26年3月20日

第4回会議: 滝川クリステル氏(フリーアナウンサー)、藤野真紀子氏(料理研究家)との意見交換

平成26年4月10日

プロジェクト特設サイトの開設

平成26年4月25日

第5回会議: 事業者(全国ペット協会、イオンペット)との意見交換

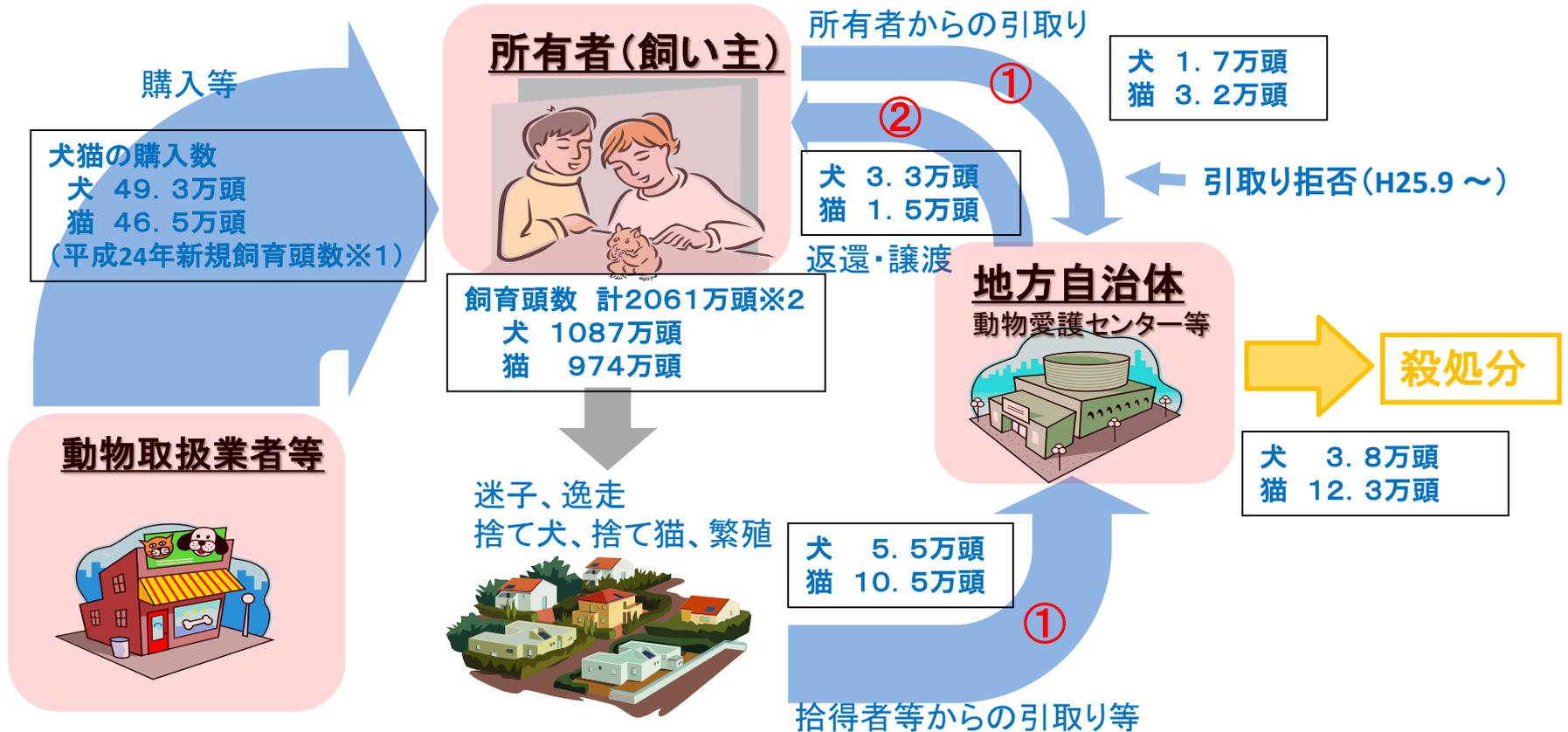
平成26年6月3日 アクションプラン、ロゴマーク発表



平成26年6月7日 エコライフ・フェア2014でのアクションプランの紹介(予定)

現状と課題

犬猫を取り巻く現状と課題 ～なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか～



殺処分がなくなることを目指すためのポイント

- ①引取り数を減らす
 - ・所有者からの引取り(犬1.7万頭、猫3.2万頭)
 - ・所有者不明(迷子、遺棄、所有者のいない)の引取り(犬5.5万頭、猫10.5万頭)
- ②所有者への返還、譲渡(3.3万頭、猫1.5万頭)を増やす

※1
2013年ペット関連市場マーケティング総覧より
※2
一般社団法人ペットフード協会調べ、平成25
年全国犬猫飼育実態調査より

殺処分をなくすための対策

飼い主・国民の
意識の向上

引取り数の
大幅な削減

引き取った犬猫の
返還・譲渡を推進

不必要な殺処
分を0へ

① 飼い主・国民の意識の向上

- ・普及啓発活動や教育活動を通じた飼い主等の意識の向上
効果的な広報、普及啓発、教育の場における展開

② 引取り数の削減

- ・無責任な飼い主をなくす
飼い主責任（適正な飼養管理、終生飼養等）の徹底、安易な購入・飼養の防止、遺棄の防止
- ・飼い主のいない犬猫の対策の推進
室内飼育・不妊去勢措置の徹底（特に猫）、無責任な餌やりの防止（不幸な命を増やさない）、地域猫活動の推進
- ・幼齢な犬猫の適正な取扱いの推進
飼養管理が不適切なブリーダーやペットショップ等の適正化

③ 返還と適正譲渡の推進

- ・引き取った犬猫の所有者（飼い主）への返還と適正譲渡の推進
所有明示の徹底による確実な返還、ボランティアとの連携による譲渡、自治体の管轄区域を越える広域的な譲渡、譲渡対象の犬猫（保護犬猫）の認知度向上

① 飼い主・国民の意識の向上

飼い主・国民への普及啓発の推進

教育活動や広報活動を通じ、飼い主、国民に「犬猫の適正な飼い方や管理」を浸透させ、飼い主責任を徹底する意識等を向上させる

教育活動の強化

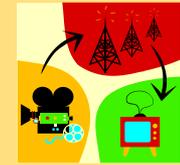
広報の強化

飼い主・国民への普及啓発の推進



学校等と連携した効果的な教育活動のあり方の検討、効果的な教育ツールの開発

教育活動の推進



映像等の制作、著名人の協力による広報、普及啓発

効果的な広報、普及啓発の推進

飼い主責任の普及啓発を図る映像を制作し、関係自治体等へ送付、環境省YouTubeへ掲載済み

②引取り数を減らす

無責任な飼い主を減らす

適正、終生飼養など飼い主責任の普及啓発の徹底

ペットの遺棄・虐待を防止するための自治体・警察等との連携強化

ブリーダー・ペットショップ等の対応の充実(丁寧な対面説明の実施、購入後のアフターケア、従業員教育の向上等)

幼齢な犬猫の適正な取扱いの推進

飼養管理が不適切なブリーダーやペットショップ等の適正化、親等から引き離す理想的な時期の検討、飼養施設の適正化の検討

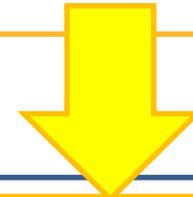
飼い主のいない犬猫の対策の推進

逸走防止、所有明示等の徹底による迷子の防止

猫の室内飼い、不妊去勢手術対策、普及啓発の強化

地域猫活動の強化、推進

無責任な餌やり防止の普及啓発の強化



引取りの65%、殺処分の76%を占める猫の対応が重要



飼い主責任の徹底



高齢者、多頭飼育者等への対応



ブリーダー、ペットショップ等の適正化、レベルアップ



遺棄・虐待の防止(警察との連携)



猫の室内飼育の徹底



不妊去勢措置の徹底



無責任な餌やりの防止対策



地域猫活動

飼い猫の適正飼養の推進、飼い主のいない猫の削減

③返還と適正譲渡の推進

返還と適正譲渡を推進する

引き取った犬と猫は、所有者(飼い主等)への返還と適正な譲渡を推進していく

所有明示の徹底による返還の推進

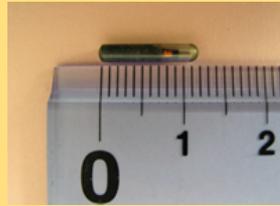
ボランティアとの連携による譲渡の推進

譲渡対象の犬猫(保護犬猫)の認知度向上

広域的な譲渡の推進

飼い主への確実な返還

適正な譲渡の推進



マイクロチップや迷子札等による所有明示の徹底、特にマイクロチップの普及

マイクロチップ等による所有明示の徹底による迷子の返還の推進



自治体等で連携し、管轄区域を越えて、譲渡を推進

広域的な譲渡の推進

譲渡を推進するための収容動物検索情報サイトを運用中(全国の自治体の情報を掲載)

殺処分をなくすための各主体のアクション(取り組み)

飼い主

- ・安易な購入の防止
 - ↳ 購入前の十分な検討、知識の習得、準備
- ・譲渡対象の犬猫の飼養の検討
- ・購入前の対面説明、現物確認の実施の確認、知識の習得
- ・適正飼養、終生飼養の徹底
 - ↳ 逸走防止、所有明示、繁殖制限措置、猫の室内飼いの徹底等

国民

- ・適正管理の考えの向上
- ・遺棄や虐待の防止
- ・無責任な餌やりの防止

ペットショップ・ブリーダー等

- ・より丁寧な対面説明、現物確認の実施
 - ↳ 購入予定者の家族構成や生活環境等の条件を考慮した販売
- ・販売後のアフターケアの充実
- ・従業員教育による意識等の向上
- ・自治体の取り組みへの協力

ボランティア・NPO・獣医師会等

- ・譲渡など自治体の取り組みへの支援、協力
- ・譲渡や地域猫活動等の取り組みの推進
- ・飼い主への適正飼養等の相談、指導等
- ・不妊去勢措置等への協力

企業

- ・自治体等の活動への協力
- ・社会貢献活動の推進

殺処分をなくすための各主体のアクション(取り組み)

都道府県等 (自治体)

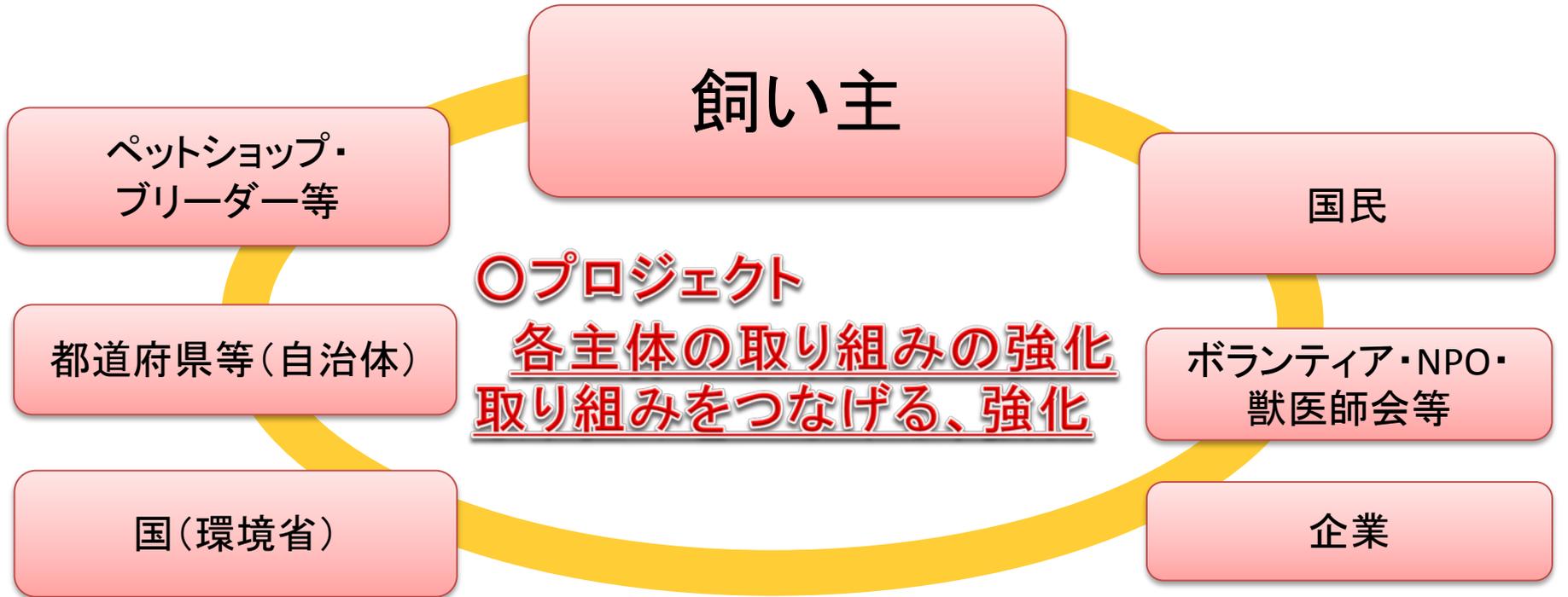
- ・推進計画に基づく取り組みの更なる推進
- ・適正飼養等の更なる広報、普及啓発の推進
- ・返還と譲渡の取り組みの更なる推進
- ・飼い主への指導等の強化
- ・動物取扱業者の監視と指導の強化
- ・各主体と連携した取り組みの強化

国 (環境省)

- ・基本指針に基づく取り組みの更なる推進
 - ↳ 飼い主責任(終生飼養や不妊去勢措置等)の徹底
 - ↳ 所有明示の推進、返還譲渡の推進
 - ↳ 警察との連携等を支援 等
- ・販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化の検討
- ・ブリーダー、ペットショップ等の飼養施設の適正化の検討
- ・国内外の事例収集や調査研究等による都道府県等の取り組みの支援の実施
- ・モデル事業の実施
 - ↳ 人と動物が幸せに暮らす社会の実現モデル都市事業
- ・適正飼養等の更なる効果的な広報、普及啓発の実施
 - ↳ 広報、普及啓発の強化

人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトの役割

飼い主、ペットショップ等事業者、ボランティア、NPO、行政等が一体となって取組みを推進



プロジェクトにより、殺処分削減に向けた取組みを大幅に推進させる

人と動物が幸せに暮らす社会の実現モデル都市事業(モデル事業)の実施

- 自治体毎に様々な課題があり、その課題解決には様々な主体の連携が必要である。
- 状況の異なる自治体をモデル地域として複数選定し、それぞれの自治体の課題を解決するため、モデル事業を展開する。
- そのモデル事業を評価することにより、全国を対象とした対策へ展開し、自治体毎に様々な主体との連携を図る。
- また、ガイドラインの策定や先進的事例集の作成を行い、自治体の取り組みを支援する。

モデル地域の選定

ガイドラインの検討

先進的事例の収集(事例集作成)

モデル事業の実施

所有者不明の猫対策(室内飼育、不妊去勢措置、地域猫活動)、
所有明示対策、広域譲渡対策、教育活動等

モデル事業の評価・ガイドラインの策定

全国の自治体へ展開

全国各地で各主体の取り組みのつながりの確立、強化

【モデル事業 例1】

所有者不明の猫対策

所有者不明の猫の引取り数を減らすことを目標に、関係者が連携するための協議会を立ち上げる等して、飼い猫の室内飼いの徹底の推進、不妊去勢措置の徹底、地域猫活動の推進等を総合的に行うモデル事業

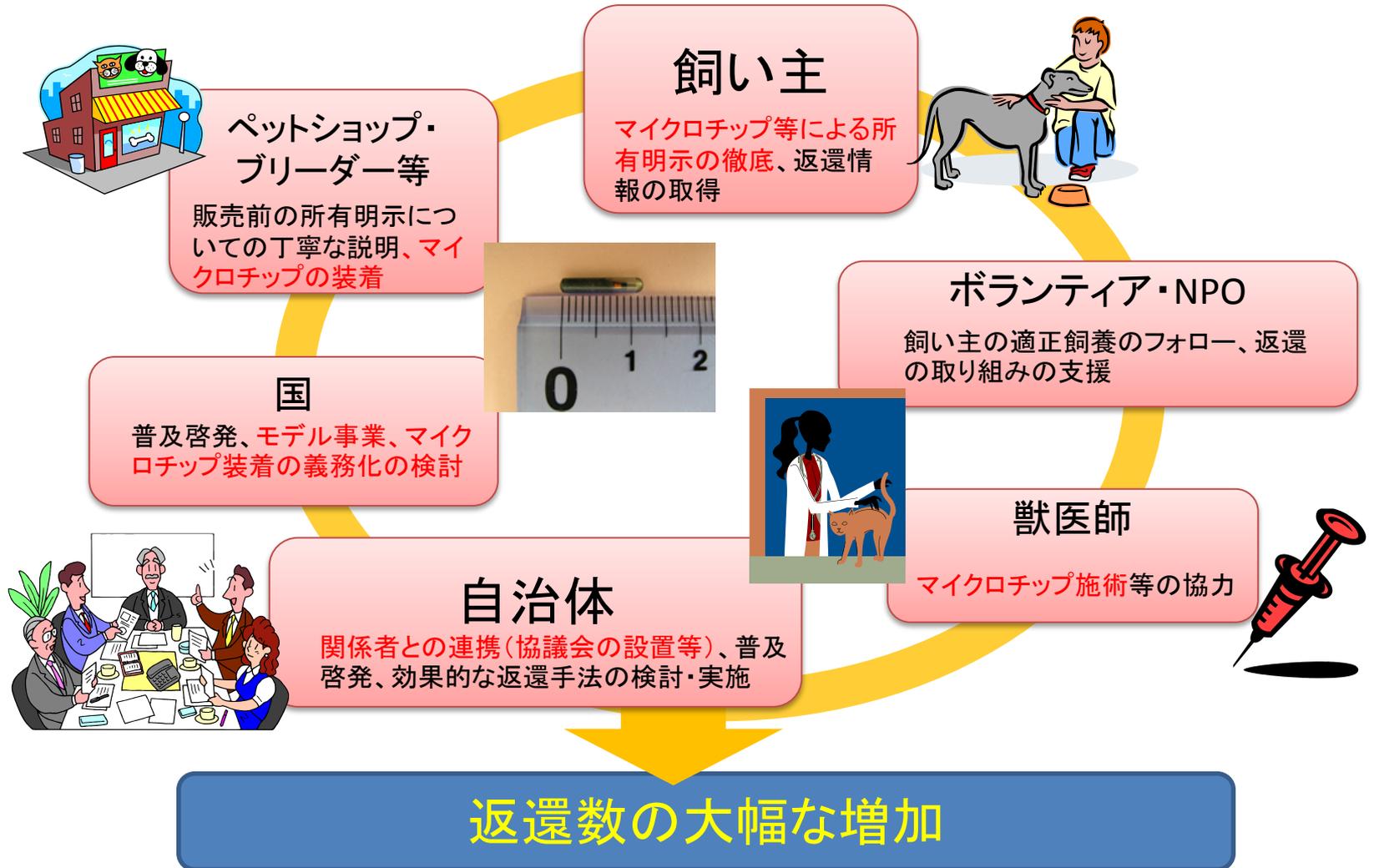


所有者不明の猫の引取り数の大幅な削減

【モデル事業 例2】

マイクロチップ等による所有明示推進

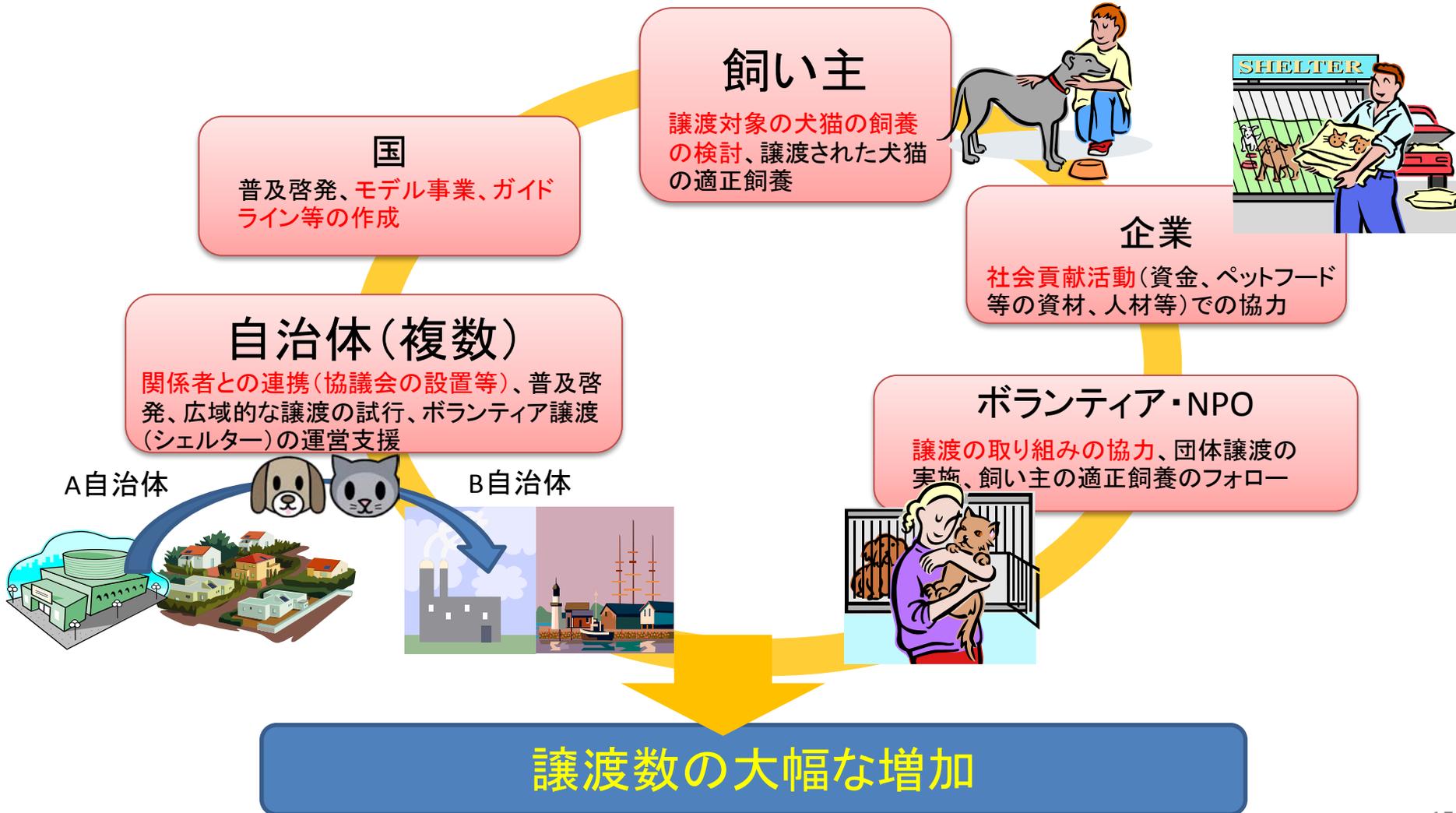
迷子の犬猫の所有者への返還を大幅に推進させること等を目標に、関係者が連携するための協議会を立ち上げる等して、マイクロチップ等による所有明示の徹底や返還のための効果的な周知・情報発信を行うモデル事業



【モデル事業 例3】

広域的な譲渡の推進

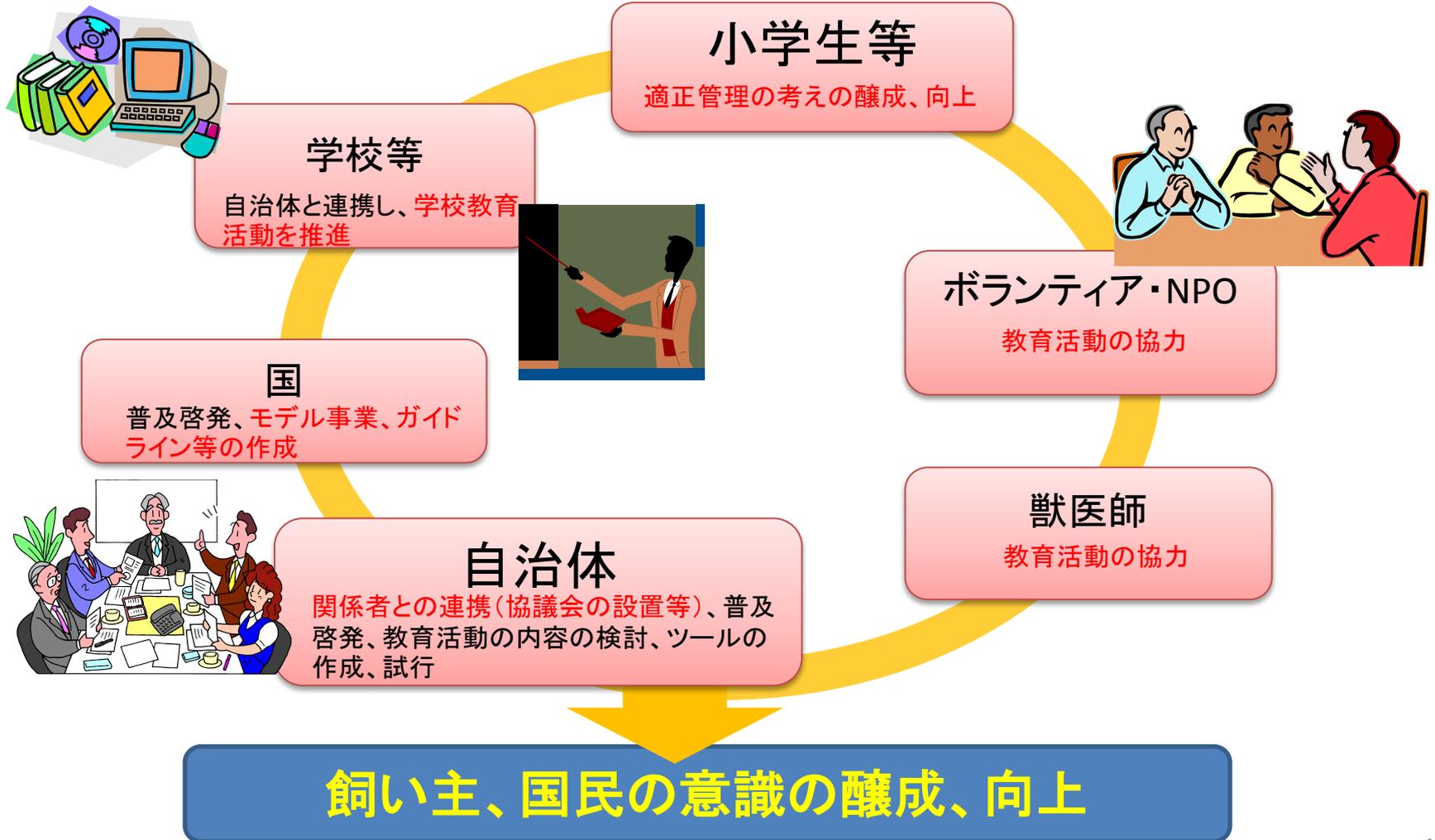
自治体の管轄区域を越えて広域的な譲渡の推進を図ることを目標に、関係者が連携するための協議会を立ち上げる等して、広域的な譲渡の試行や普及啓発等を行うモデル事業



【モデル事業 例4】

教育活動の推進

国民の動物の適正管理の考えをより醸成させるため、関係者が連携するための協議会を立ち上げる等して、教育活動を推進し、適正飼養や終生飼養の徹底等、将来的な引取りの削減を図るモデル事業



更なる効果的な広報、普及啓発の強化

効果的な広報、普及啓発の実施

映像等の制作、著名人の協力、幅広い関係者との連携等による全国的な広報、普及啓発の展開

◆プロジェクト発足後に実施した普及啓発

普及啓発映像DVDの作成、配布、YouTubeでの公開 / プロジェクト特設HPの開設 / プロジェクト特設フェイスブックの開設 / 収容動物検索情報サイトの改良、優良事例の紹介 / 著名人応援団の結成とメッセージ発信 / 普及啓発パネルの作成 / 警察との連携ポスターの作成 / 映画会社とタイアップしたポスターの作成



普及啓発映像DVD



プロジェクト特設ホームページの開設



著名人応援団の結成とメッセージ発信



特設フェイスブックの開設



警察との連携ポスターの作成



飼い主等、各主体の意識の醸成、向上による取り組みの強化

殺処分ゼロに向けて、検討すべき事項

適正な飼養の推進（飼い主）

- 所有明示措置の義務化
 - 所有明示措置の義務化の検討
- 飼い猫のマイクロチップの装着の義務化、登録の条件整備
- 猫の室内飼いの義務化
- 犬猫の不妊去勢措置の義務化
- 犬猫の飼育の許可、届出制
 - 犬猫の飼育の許可、届出制、勧告命令、罰則、年齢制限の導入等
- 不妊去勢措置への支援
 - 不妊去勢措置の支援助成制度等
- 所有者からの引取り拒否規定の強化
- 飼う前の飼い方教室等への参加の義務化
- 保証人（後見人）制度の導入
- 不適正飼養者等への飼養制限
- マイクロチップ装着の支援助成制度等
- 猟犬の登録制
 - 猟犬の登録、マイクロチップ装着の義務化
- 老犬、老猫の支援
 - 老犬、老猫のホームへの入所費用、治療費の補助制度等
- 攻撃性の高い犬種の飼育制限
- 動物医療保険、ペット信託の導入
- 多頭飼育の制限、多頭飼育者等への対策

殺処分ゼロに向けて、検討すべき事項

動物取扱業の適正化の推進、規制強化（ブリーダー、ペットショップ等）

- 販売前の不妊去勢措置の実施
販売前にペットショップ等での犬猫の不妊去勢措置の実施の検討
- マイクロチップ装着の義務化
ブリーダーによるマイクロチップ装着、登録の義務化の検討
- 第1種動物取扱業（ペットショップ、ブリーダー等）の登録条件の厳格化
従業員1名あたりの飼養頭数制限、販売後に終生飼養できなくなった動物の引取り制限、
生体販売や移動販売の原則禁止等の制限等
- 優良ペットショップ・ブリーダー等の認定制度

所有者のいない犬猫の対策

- 不妊去勢措置の支援（費用助成等）
- 法第35条第3項（所有者不明の犬猫の引取り）の見直し
所有者不明の猫の引取り義務の見直し、拒否基準の設定
- 餌やり人への規制、餌やり人への対策
- 都道府県による対策実施のための条件整備
- 地域合意に基づく餌やり防止

殺処分ゼロに向けて、検討すべき事項

引取りの適正化・適正譲渡対策（自治体）

- 引取り拒否要件の拡大
- 購入前に譲渡対象の犬猫の飼養を検討するための条件整備
 - ペットショップで購入する前に愛護センターでの譲渡対象犬猫の飼養を検討するための条件整備
- 譲渡前の不妊去勢措置、マイクロチップ装着の実施
- 民間企業と連携した譲渡の取り組みの実施

普及啓発・教育

- 学校教育における展開
 - 学校教育における動物愛護管理に関する教育活動の実施、
広範な関係者の連携による様々な教育活動の実施
- 普及啓発の強化
 - 動物愛護管理の推進に資する映画の作成
 - テレビCM、テレビ番組等の制作

殺処分ゼロに向けて、検討すべき事項

施設、予算、人員、関係機関、民間団体等

- 動物を収容・保護する動物保護施設の設置、運営
 - 大規模シェルターの設置、運営(例えば、独のティアハイム等)
 - 大規模シェルターを運営できる能力のある民間団体の育成
- 自治体における人材、設備の充実
 - 診療設備、不妊去勢措置が可能な設備、職員の配置の充実、
 - 長期間飼養できる施設の整備、
 - 多頭飼育者が抱えている動物を放棄させるためのシェルターの設置
- 譲渡活動等の財源確保のための手段の検討(ペット税、民間投資(SIB方式等)の活用等)
- アニマルポリスの導入
- 譲渡対象の犬猫(保護犬猫)の活用
 - セラピードッグやプリズンドッグ等
- 自治体の取り組みの表彰
 - 優良施設への環境大臣賞の付与
- 殺処分方法の方向性の明確化
- 民間団体の認定、支援
 - 行政と連携できる民間団体の認定制度、ボランティア育成のための支援
- 民間企業の社会貢献制度の検討
- 民間団体の全国的組織の編成、ネットワーク化